



愛媛県報

発行 愛媛県

令和5年10月24日火曜日 第454号

◇ 目 次 ◇

仕事と家庭の両立支援に関する雇用環境調査.....（労政雇用課）...1055
 保安林の指定（9件）.....（森林整備課）...1055
 道路の区域変更（一般国道319号）.....（東予地方局四国中央土木事務所）...1057
 道路の供用開始（ " ）.....（ " ）...1058
 開発行為に関する工事の完了.....（中予地方局建築指導課）...1058

公 告

公文書の公開の実施状況.....（広報広聴課）...1058
 個人情報の開示等の実施状況.....（ " ）...1059

監 査 公 表

定期監査結果の公表.....（監査事務局）...1060

公 営 企 業 告 示

落札者等の告示.....（公営企業管理局総務課）...1065

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第1113号

仕事と家庭の両立支援に関する雇用環境調査を次のとおり実施するので、愛媛県統計調査条例（平成20年愛媛県条例第68号）第3条第2項の規定により告示する。

令和5年10月24日

愛媛県知事 中村時広

1 調査の目的

仕事と家庭の両立支援に関する雇用環境の実態把握及び今後の労働施策検討のための基礎資料の作成

2 調査対象の範囲

常用労働者が5人以上の県内民間事業所

3 報告を求める事項

- (1) 事業所の概要に関すること。
- (2) 企業としての意識に関すること。
- (3) 仕事と育児の両立支援に関すること。
- (4) 仕事と介護の両立支援に関すること。
- (5) 働き方改革等に関すること。

4 報告を求める事項の基準となる期日

令和5年10月1日

5 報告を求める者

2に該当する事業所のうち無作為に抽出された2,000事業所の事業主

6 報告を求めのために用いる方法

調査票の郵送による自計方式

7 報告を求める期間

令和5年10月24日から同年11月24日までの間

○愛媛県告示第1114号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和5年10月24日

愛媛県知事 中村時広

1 保安林の所在場所

四国中央市土居町北野乙244の4・乙244の8・乙244の12（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、乙244の9

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

土居町北野乙244の9（次の図に示す部分に限る。）、乙244の4、乙244の8、乙244の12

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び四国中央市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1115号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和5年10月24日

愛媛県知事 中村時広

- 1 保安林の所在場所
四国中央市上柏町字栗尾乙162の2、乙162の5
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字栗尾乙162の2・乙162の5（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び四国中央市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1116号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和5年10月24日

愛媛県知事 中村時広

- 1 保安林の所在場所
四国中央市下川町字袖213、乙228の1、乙228の3、字大上乙232、字風呂谷乙233の1、字西畑ノ上乙248の11から乙248の15まで、字谷221、字風呂ノ谷1053
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字袖乙228の1・字大上乙232・字風呂谷乙233の1・字谷221（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、字風呂ノ谷1053
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び四国中央市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1117号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和5年10月24日

愛媛県知事 中村時広

- 1 保安林の所在場所
今治市上浦町盛乙99、乙174、乙187から乙194まで
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
上浦町盛乙99・乙174・乙189から乙194まで（以上8筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び今治市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1118号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和5年10月24日

愛媛県知事 中村時広

- 1 保安林の所在場所
今治市伯方町北浦字竹田乙101、字船越甲134
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び今治市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1119号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和5年10月24日

愛媛県知事 中村時広

- 1 保安林の所在場所
今治市菊岡町種1180、1181
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
 菊間町種1180・1181（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び今治市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1120号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和5年10月24日

愛媛県知事 中村時広

- 1 保安林の所在場所
 今治市朝倉北甲834の1
- 2 指定の目的
 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 (1) 立木の伐採の方法
 ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
 朝倉北甲834の1（次の図に示す部分に限る。）
 イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び今治市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1121号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和5年10月24日

愛媛県知事 中村時広

- 1 保安林の所在場所
 今治市朝倉上乙745の51、乙745の83、乙749の15から乙749の17

まで、乙749の19、乙749の20
 2 指定の目的
 土砂の流出の防備
 3 指定施業要件
 (1) 立木の伐採の方法
 ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
 朝倉上乙745の51・乙745の83・乙749の15から乙749の17まで・乙749の19・乙749の20（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）
 イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び今治市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1122号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和5年10月24日

愛媛県知事 中村時広

- 1 保安林の所在場所
 今治市玉川町大野字ヲウヒラ乙22、字タニ乙31の5、字ヒタリカタニ乙40、ヒタリガタニ乙41
- 2 指定の目的
 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 (1) 立木の伐採の方法
 ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
 字タニ乙31の5（次の図に示す部分に限る。）
 イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び今治市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1123号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和5年10月24日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
一般国道	319号	四国中央市新宮町馬立1171番地先から同町馬立1171番地先まで	旧	メートル 7.3~18.3	キロメートル 0.041	
			新	10.7~20.3	0.041	
"	"	四国中央市金砂町小川山乙1889番1から同町小川山乙2190番3まで	旧	3.9~64.1 5.0~10.6	0.400 0.115	
			新	3.9~64.1 5.6~10.6	0.400 0.029	

○愛媛県告示第1124号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和5年10月24日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	319号	四国中央市新宮町馬立1171番地先から同町馬立1171番地先まで	令和5年10月24日
"	"	四国中央市金砂町小川山乙1889番1から同町小川山乙2190番3まで	"

○愛媛県告示第1125号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和5年10月24日

愛媛県中予地方局長 馬越祐希

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
5中局建（開）第23号 令和5年10月16日	伊予市上野字玉井1722番4	松山市鷹子町879番地1 サンライズ久米205号 佐々木 隆 司 佐々木 知 代

公 告

○公 告

公文書の公開の実施状況

令和4年度の公開請求等に対する公文書の公開の実施状況の概要を次のとおり公表する。

令和5年10月24日

愛媛県知事 中村時広

1 公文書の公開の請求等及び処理の状況

(単位:件)

区 分	請求等の件数	処 理 の 状 況			取 下 げ
		公 開	部 分 公 開	非 公 開	
公開請求	2,128	1,132	561	346	89
公開申請	0	0	0	0	0
計	2,128	1,132	561	346	89

注1 公開請求とは、愛媛県情報公開条例（平成10年愛媛県条例第27号。以下「条例」という。）に基づく公開請求をいう。

2 公開申請とは、条例附則第3項ただし書の規定によりなおその効力を有

するものとされている愛媛県情報公開要綱（平成5年10月愛媛県・愛媛県公営企業管理局・愛媛県教育委員会・愛媛県選挙管理委員会・愛媛県人事委員会・愛媛県監査委員・愛媛県地方労働委員会・愛媛県収用委員会・愛媛海区漁業調整委員会・愛媛県内水面漁場管理委員会告示第1255号。以下「要綱」という。）に基づく公開申請（要綱第2条第1項に規定する実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真であって、同条第2項に規定する決裁等が終了したもののうち、公立大学法人愛媛県立医療技術大学に引き継がれたものに係る公開申請を含む。）をいう。

2 公文書の公開の請求等の実施機関別内訳

(単位:件)

実 施 機 関	公開請求件数	公開申請件数
総 務 部	54	0
企 画 振 興 部	7	0
観 光 ス ポ ー ツ 文 化 部	11	0
県 民 環 境 部	45	0
保 健 福 祉 部	163	0
経 済 労 働 部	36	0
農 林 水 産 部	313	0
土 木 部	848	0
出 納 局	11	0
小 計	1,488	0
議 会	7	0
公 営 企 業 管 理 者	46	0

教育委員会	250	0
選挙管理委員会	8	0
人事委員会	6	0
監査委員	0	0
公安委員会	0	
警察本部長	323	
労働委員会	0	0
収用委員会	0	0
海区漁業調整委員会	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0
公立大学法人愛媛県立医療技術大学	0	0
愛媛県土地開発公社	0	
合計	2,128	0

3 公文書の公開の請求等の主な内容

(単位:件)

請求等の主な内容	公開請求件数	公開申請件数
工事設計書	580	0
建築工事再資源化等届出書	388	0
懲戒処分等の職員の処分関係	278	0
公益法人等の決算書類	149	0
各種名簿関係	80	0

4 公文書公開請求者等別の内訳

(単位:件)

公開請求者等の区分	公開請求件数	公開申請件数
県内に住所を有する者又は事務所若しくは事業所を有する個人及び法人その他団体	1,449	0
その他のもの	679	0

5 不服申立て等の状況

(1) 不服申立て

(単位:件)

令和3年度からの繰越申立て件数	令和4年度不服申立て件数	処理の状況				審理中	取下げ
		却下	棄却	一部認容	認容		
2	5	1	4	0	0	2	0

注 不服申立てとは、公文書の公開請求に対する決定について、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく不服申立てをいう。

(2) 不服申出

実績なし

○公告

個人情報の開示等の実施状況

令和4年度の開示請求等に対する個人情報の開示等の実施状況の概要を次のとおり公表する。

令和5年10月24日

愛媛県知事 中村時広

1 個人情報取扱事務の登録件数

(単位:件)

実施機関	年度末件数	
知事	総務部	79
	企画振興部	62
	観光スポーツ文化部	91
	県民環境部	210
	保健福祉部	548
	経済労働部	86
	農林水産部	207
事	土木部	133
	出納局	10

小計	1,426
議会	13
公営企業管理者	28
教育委員会	128
選挙管理委員会	17
人事委員会	4
監査委員	5
公安委員会	6
警察本部長	166
労働委員会	4
収用委員会	11
海区漁業調整委員会	2
内水面漁場管理委員会	1
公立大学法人愛媛県立医療技術大学	23
合計	1,834

2 個人情報の開示請求の状況

(1) 書面による開示請求

(単位:件)

実施機関	請求の件数	処理の状況			取下げ
		開示	部分開示	非開示	
知事	54	13	22	18	1
公営企業管理者	123	57	52	14	0
教育委員会	51	26	9	16	0
公安委員会	5	0	5	0	0
警察本部長	94	0	88	6	0
合計	327	96	176	54	1

注 他の実施機関については、実績なし。

(2) 口頭による開示請求

(単位:件)

実施機関	請求の件数	
知事	総務部	29
	県民環境部	37
	保健福祉部	22
	小計	88
教育委員会	6,050	
人事委員会	88	
警察本部長	39	
公営企業管理者	19	
公立大学法人愛媛県立医療技術大学	61	
合計	6,345	

注1 「口頭による開示請求」とは、実施機関があらかじめ定めた個人情報について、口頭により開示請求できるものであり、請求があった場合は、原則開示するものである。

2 他の実施機関については、実績なし。

3 個人情報の訂正請求の状況

実績なし

4 個人情報の利用停止請求の状況

実績なし

5 不服申立ての状況

(単位：件)

区分	不服申立て件数		処 理 の 状 況					取下げ
	令和3年度からの繰越件数	令和4年度不服申立て件数	裁 決 又 は 決 定				審理中	
			却下	棄却	一部認容	認容		
開示決定等に係るもの	0	4	0	2	0	0	2	0
訂正決定等に係るもの	0	0	0	0	0	0	0	0
利用停止決定等に係るもの	0	0	0	0	0	0	0	0

監査公表

○公表第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき実施した定期監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年10月24日

愛媛県監査委員 高橋正浩
 同 大西誠
 同 高田健司
 同 松下行吉

第1 監査の基準

愛媛県監査委員監査基準（令和2年4月1日付け愛媛県監査委員告示第1号）に準拠し実施した。

第2 監査の種類

財務監査

第3 監査の着眼点

- 監査の実施にあたっては、次の事項に主眼を置き実施した。
- ・財務に関する事務の執行が、適正かつ効率的に行われているか。
 - ・経営に係る事業の管理が、合理的かつ能率的に行われているか。

第4 監査の実施内容

令和4年度財務に係る知事部局・諸局・教育委員会・公安委員会の定期監査を214機関に対して実施した。

区分	実地監査	書面監査	計
知事部局	112	14	126
本庁	66	0	66
地方局	33	0	33
地方機関	13	14	27
諸局	4	0	4
本庁	4	0	4
教育委員会	28	39	67
本庁	8	0	8
地方機関（高等学校等）	20	39	59
公安委員会	9	8	17
本庁	1	0	1
地方機関（警察署）	8	8	16
合計	153	61	214
本庁	79	0	79

地方機関（地方局含む）	74	61	135
-------------	----	----	-----

第5 監査対象機関と監査の結果

監査対象機関	監査年月日
総務管理課	令和5年8月23日
人事課	令和5年8月2日
職員厚生課	令和5年8月2日
市町振興課	令和5年8月3日
私学文書課	令和5年8月23日
財政課	令和5年8月29日
行革分権課	令和5年8月29日
税務課	令和5年8月29日
総合政策課	令和5年8月18日
地域政策課	令和5年8月18日
企画統計課	令和5年9月7日
秘書課	令和5年9月7日
広報広聴課	令和5年8月18日
スマート行政推進課	令和5年8月18日
デジタルシフト推進課	令和5年8月18日
地域スポーツ課	令和5年8月30日
競技スポーツ課	令和5年8月30日
文化振興課	令和5年8月18日
まなび推進課	令和5年8月18日
観光国際課	令和5年8月17日
自転車新文化推進課	令和5年8月17日
県民生活課	令和5年8月29日
人権対策課	令和5年8月29日
防災危機管理課	令和5年8月3日
消防防災安全課	令和5年8月2日
原子力安全対策課	令和5年8月3日
環境・ゼロカーボン推進課	令和5年8月2日
循環型社会推進課	令和5年8月2日
自然保護課	令和5年8月2日
保健福祉課	令和5年8月29日
医療対策課	令和5年8月29日
医療保険課	令和5年8月29日
健康増進課	令和5年9月4日
薬務衛生課	令和5年9月4日
男女参画・子育て支援課	令和5年8月28日
障がい福祉課	令和5年8月28日
長寿介護課	令和5年8月28日
ねんりんピック推進課	令和5年8月28日
産業政策課	令和5年8月23日
企業立地課	令和5年8月23日
労政雇用課	令和5年8月23日
産業創出課	令和5年8月17日

産業人材課	令和5年8月17日
経営支援課	令和5年8月17日
農政課	令和5年8月17日
農業経済課	令和5年8月17日
食ブランドマーケティング課	令和5年8月17日
農地整備課	令和5年8月22日
農産園芸課	令和5年8月22日
畜産課	令和5年8月22日
林業政策課	令和5年9月4日
森林整備課	令和5年9月4日
漁政課	令和5年8月30日
水産課	令和5年8月30日
漁港課	令和5年8月30日
土木管理課	令和5年9月7日
用地課	令和5年9月7日
河川課	令和5年8月23日
港湾海岸課	令和5年8月23日
砂防課	令和5年8月23日
道路建設課	令和5年8月2日
道路維持課	令和5年8月2日
都市計画課	令和5年8月22日
都市整備課	令和5年8月22日
建築住宅課	令和5年8月22日
出納局	令和5年8月30日
人事委員会事務局	令和5年9月4日
議会事務局	令和5年8月28日
監査事務局	令和5年9月4日
労働委員会事務局	令和5年8月3日

- (監査の結果)
- 第1から第4までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。
- 1 職員の不注意により公用車による事故が発生(1件)し、当該車両の毀損があり、県に多額の損害(507,320円)を与えた。
(自転車新文化推進課)
 - 2 収入未済の行政代執行費用(高濃度PCB廃棄物の処分に係るもの)について、適切に債権管理されたい。
・収入未済額546,962円(滞納繰越分)
(循環型社会推進課)
 - 3 収入未済の生活安定資金貸付金償還金について、適切に債権管理されたい。
・収入未済額35,928,060円(滞納繰越分)
(保健福祉課)
 - 4 児童扶養手当返還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。
・収入未済額11,936,080円(滞納繰越分5,087,400円、現年度分6,848,680円)
(男女参画・子育て支援課)
 - 5 母子父子寡婦福祉資金特別会計における母子父子寡婦福祉資金貸付

- 金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。
- ・収入未済額267,688,081円(滞納繰越分263,641,005円、現年度分4,047,076円)
(男女参画・子育て支援課)
- 6 収入未済の心身障害者扶養共済年金過払金について、適切に債権管理されたい。
・収入未済額160,000円(滞納繰越分140,000円、現年度分20,000円)
(障がい福祉課)
 - 7 えひめ版応援金の返還金について、適切に債権管理するとともに、収入未済額の縮減に努められたい。
・収入未済額2,071,800円(現年度分)
(産業政策課)
 - 8 新型コロナウイルス感染症対策緊急地域雇用維持助成金支給決定取消・返還に係る納付金について、適切に債権管理するとともに、収入未済額の縮減に努められたい。
・収入未済額386,159円(現年度分)
(産業人材課)
 - 9 中小企業振興資金特別会計における収入未済の違約金(貸付金償還金に伴うもの)について、適切に債権管理されたい。
・収入未済額3,896,460円(滞納繰越分)
(経営支援課)
 - 10 林業改善資金特別会計における林業改善資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。
・収入未済額56,431,346円(滞納繰越分55,916,346円、現年度分515,000円)
(林業政策課)
 - 11 林業改善資金特別会計における収入未済の違約金(貸付金償還金に伴うもの)について、適切に債権管理されたい。
・収入未済額1,208,465円(滞納繰越分)
(林業政策課)
 - 12 沿岸漁業改善資金特別会計における沿岸漁業改善資金貸付金償還金について、収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。
・収入未済額1,769,000円(滞納繰越分)
(漁政課)
 - 13 沿岸漁業改善資金特別会計における収入未済の違約金(貸付金償還金に伴うもの)について、適切に債権管理されたい。
・収入未済額2,608,924円(滞納繰越分1,653,236円、現年度分955,688円)
(漁政課)
 - 14 住宅貸付損害金について、適切に債権管理するとともに、収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。
・収入未済額24,678,445円(滞納繰越分)
(建築住宅課)

監査対象機関	監査年月日
東予地方局	
地域産業振興部	令和5年7月25日
今治支局	令和5年7月20日、 令和5年7月25日
健康福祉環境部	令和5年7月20日、 令和5年7月25日
四国中央保健所	令和5年7月25日
農林水産振興部	令和5年7月12日、 令和5年7月20日
東予家畜保健衛生所	令和5年7月12日

建設部	令和5年7月25日
四国中央土木事務所	令和5年7月25日
今治土木事務所	令和5年7月20日
鹿森ダム管理事務所	令和5年7月25日
黒瀬ダム管理事務所	令和5年7月25日
玉川ダム管理事務所	令和5年7月20日
台ダム管理事務所	令和5年7月20日
出納室	令和5年7月25日

健康福祉環境部	令和5年7月18日
農林水産振興部	令和5年7月18日
中予家畜保健衛生所	令和5年7月18日
建設部	令和5年7月18日
久万高原土木事務所	令和5年7月18日

(監査の結果)

第1から第4までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

- 収入未済の電気代単価契約解除に伴う損害賠償金について、適切に債権管理されたい。
・収入未済額50,491円(現年度分)
(地域産業振興部)
- 県税未収金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。
・収入未済額152,422,568円(滞納繰越分124,458,371円、現年度分27,964,197円)
(地域産業振興部)
- 収入未済の電気代単価契約解除に伴う損害賠償金について、適切に債権管理されたい。
・収入未済額33,457円(現年度分)
(今治支局)
- 職員の不注意により公用車による事故が発生(1件)し、相手方の人的被害及び相手方車両の毀損があった。
(今治支局)
- 生活保護費戻入金について、収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。
・収入未済額264,020円(滞納繰越分)
(健康福祉環境部)
- 母子父子寡婦福祉資金特別会計における母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、一層努められたい。
・収入未済額75,833,076円(滞納繰越分66,580,415円、現年度分9,252,661円)
(健康福祉環境部)
- 県営住宅貸付料について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。
・収入未済額2,713,800円(滞納繰越分1,343,400円、現年度分1,370,400円)
(建設部)
- 県営住宅貸付料について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。
・収入未済額2,116,600円(滞納繰越分1,442,500円、現年度分674,100円)
(建設部(今治土木事務所))

(監査の結果)

第1から第4までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

- 収入未済の電気代単価契約解除に伴う損害賠償金について、適切に債権管理されたい。
・収入未済額60,221円(現年度分)
(地域産業振興部)
- 県税未収金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。
・収入未済額451,882,427円(滞納繰越分220,638,148円、現年度分231,244,279円)
(地域産業振興部)
- 生活保護費戻入金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。
・収入未済額97,936,761円(滞納繰越分41,173,894円、現年度分56,762,867円)
(健康福祉環境部)
- 母子父子寡婦福祉資金特別会計における母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、一層努められたい。
・収入未済額12,742,766円(滞納繰越分10,610,543円、現年度分2,132,223円)
(健康福祉環境部)
- 県営住宅貸付料について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。
・収入未済額16,541,092円(滞納繰越分10,054,363円、現年度分6,486,729円)
(建設部)
- 収入未済の工事請負契約の解除に伴う違約金及び前払金余剰額に対する利息について、適切に債権管理されたい。
・収入未済額270,100円(違約金)、247,885円(利息)(滞納繰越分)
(建設部(久万高原土木事務所))
- 職員の不注意により公用車による事故(6件)が発生し、当該車両に毀損があった。
(建設部(久万高原土木事務所))

監査対象機関	監査年月日
中予地方局	
地域産業振興部	令和5年7月18日

監査対象機関	監査年月日
南予地方局	
地域産業振興部	令和5年7月13日
八幡浜支局	令和5年7月13日、 令和5年7月19日
健康福祉環境部	令和5年7月13日、 令和5年7月19日
農林水産振興部	令和5年7月13日、 令和5年7月19日
南予家畜保健衛生所	令和5年7月19日
建設部	令和5年7月13日

大洲土木事務所	令和5年7月19日
八幡浜土木事務所	令和5年7月19日
西予土木事務所	令和5年7月25日
愛南土木事務所	令和5年7月13日
須賀川ダム管理事務所	令和5年7月13日
山財ダム管理事務所	令和5年7月13日
出納室	令和5年7月13日

に、より一層努められたい。
 ・収入未済額115,000円（現年度分）
 （建設部（八幡浜土木事務所））

（監査の結果）

第1から第4までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

- 収入未済の電気代単価契約解除に伴う損害賠償金について、適切に債権管理されたい。
 ・収入未済額56,906円（現年度分）
 （地域産業振興部）
- 県税未収金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。
 ・収入未済額90,372,921円（滞納繰越分43,998,757円、現年度分46,374,164円）
 （地域産業振興部）
- 電気代単価契約解除に伴う損害賠償金の一部（48,982円）について、調定を行っていなかった。
 （八幡浜支局）
- 収入未済の電気代単価契約解除に伴う損害賠償金について、適切に債権管理されたい。
 ・収入未済額48,982円（現年度分）
 （八幡浜支局）
- 生活保護費戻入金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。
 ・収入未済額19,271,953円（滞納繰越分18,196,127円、現年度分1,075,826円）
 （健康福祉環境部）
- 母子父子寡婦福祉資金特別会計における母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。
 ・収入未済額25,135,310円（滞納繰越分23,295,614円、現年度分1,839,696円）
 （健康福祉環境部）
- 生活保護費戻入金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、一層努められたい。
 ・収入未済額4,242,474円（滞納繰越分3,820,203円、現年度分422,271円）
 （健康福祉環境部（八幡浜支局））
- 道路占用料について、納期限内の収入確保に努められたい。
 ・収入未済額55,853円（現年度分）
 （建設部）
- 県営住宅貸付料について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に引き続き努められたい。
 ・収入未済額1,631,200円（滞納繰越分758,200円、現年度分873,000円）
 （建設部）
- 職員の不注意により公用車による事故が発生（3件）し、当該車両の毀損があった。
 （建設部（大洲土木事務所））
- 県営住宅貸付料について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減

監査対象機関	監査年月日
研修所	令和5年5月11日
東京事務所	令和5年5月11日
総合科学博物館	令和5年5月11日
歴史文化博物館	令和5年5月11日
美術館	令和5年4月27日
消防学校	令和5年5月11日
消費生活センター	令和5年5月11日
原子力センター	令和5年5月11日
福祉総合支援センター	令和5年4月27日
東予子ども・女性支援センター	令和5年5月26日
南予子ども・女性支援センター	令和5年5月31日
食肉衛生検査センター	令和5年5月31日
動物愛護センター	令和5年5月23日
衛生環境研究所	令和5年4月20日
心と体の健康センター	令和5年5月11日
子ども療育センター	令和5年4月20日
えひめ学園	令和5年5月11日
計量検定所	令和5年4月27日
産業技術研究所	令和5年4月27日、 令和5年5月11日、 令和5年5月23日、 令和5年5月26日
新居浜産業技術専門学校	令和5年5月11日
愛媛中央産業技術専門学校	令和5年5月11日
宇和島産業技術専門学校	令和5年5月31日
大阪事務所	令和5年5月11日
病害虫防除所	令和5年5月11日
農業大学校	令和5年5月11日
農林水産研究所	令和5年4月18日、 令和5年5月11日、 令和5年5月23日
家畜病性鑑定所	令和5年4月20日

（監査の結果）

第1から第4までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

- 令和3年4月に許可（許可期間：令和3年4月1日から令和6年3月31日まで）した行政財産の使用料（2件）について、令和4年度分の調定を行っていなかった。
 （歴史文化博物館）
- 行政財産使用許可申請に対する未処理（3件）があった。
 （歴史文化博物館）
- 児童福祉施設入所措置費負担金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。
 ・収入未済額35,136,216円（滞納繰越分28,694,950円、現年度分6,441,266円）

(福祉総合支援センター)

4 児童福祉施設入所措置費負担金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。
・収入未済額17,060,550円(滞納繰越分12,401,087円、現年度分4,659,463円)

(東予子ども・女性支援センター)

5 職員の不注意により公用車による事故が発生(5件)し、当該車両等の毀損があった。

(東予子ども・女性支援センター)

6 児童福祉施設入所措置費負担金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。
・収入未済額9,014,075円(滞納繰越分7,700,575円、現年度分1,313,500円)

(南予子ども・女性支援センター)

7 子ども療育センター利用料金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。
・収入未済額2,152,943円(滞納繰越分1,572,199円、現年度分580,744円)

(子ども療育センター)

8 業務委託している子ども療育センター窓口における料金収納に関し、未納者の状況を事務局で十分に把握、管理していなかった。

(子ども療育センター)

9 計量器出張検定等に要する経費の徴収について、引き続き二以上の場所において出張検定を行った場合の徴収金額は、愛媛県計量器出張検定等に要する経費の徴収等に関する要綱により、検定に要した時間に応じて分割するとともに、分割によって生じた円未満の端数は切り捨てることとされているが、この規定と異なる方法により算出していた。

(計量検定所)

新居浜商業高等学校	令和5年1月25日
西条高等学校	令和5年1月19日
西条農業高等学校	令和5年2月22日
小松高等学校	令和5年1月19日
東予高等学校	令和5年1月19日
丹原高等学校	令和5年1月19日
今治西高等学校	令和5年2月22日
今治南高等学校	令和5年1月31日
今治北高等学校	令和5年2月22日
今治工業高等学校	令和5年1月31日
弓削高等学校	令和5年2月22日
北条高等学校	令和5年2月22日
松山東高等学校	令和5年1月31日
松山南高等学校	令和5年1月31日
松山北高等学校	令和5年2月22日
松山中央高等学校	令和5年2月22日
松山工業高等学校	令和5年2月22日
松山商業高等学校	令和5年2月22日
東温高等学校	令和5年2月22日
上浮穴高等学校	令和5年1月20日
伊予農業高等学校	令和5年1月20日
伊予高等学校	令和5年1月20日
大洲高等学校	令和5年2月22日
大洲農業高等学校	令和5年2月22日
長浜高等学校	令和5年2月22日
内子高等学校	令和5年2月22日
八幡浜高等学校	令和5年2月22日
八幡浜工業高等学校	令和5年2月22日
川の石高等学校	令和5年2月22日
三崎高等学校	令和5年2月22日
宇和高等学校	令和5年2月22日
野村高等学校	令和5年2月22日
宇和島東高等学校	令和5年2月22日
宇和島水産高等学校	令和5年1月23日
吉田高等学校	令和5年2月22日
北宇和高等学校	令和5年1月23日
南宇和高等学校	令和5年2月13日
今治東中等教育学校	令和5年1月25日
松山西中等教育学校	令和5年2月22日
宇和島南中等教育学校	令和5年2月22日
松山盲学校	令和5年2月22日
松山聾学校	令和5年2月22日
しげのぶ特別支援学校	令和5年2月22日
みなら特別支援学校	令和5年2月22日
今治特別支援学校	令和5年1月25日
宇和特別支援学校	令和5年2月22日

監査対象機関	監査年月日
教育総務課	令和5年9月5日
社会教育課	令和5年9月5日
文化財保護課	令和5年9月5日
保健体育課	令和5年9月5日
義務教育課	令和5年9月5日
高校教育課	令和5年9月5日
人権教育課	令和5年9月5日
特別支援教育課	令和5年9月5日
中予教育事務所	令和5年5月23日
東予教育事務所	令和5年5月11日
南予教育事務所	令和5年4月18日
総合教育センター	令和5年5月11日
図書館	令和5年4月27日
川の江高等学校	令和5年2月22日
三島高等学校	令和5年2月22日
土居高等学校	令和5年2月22日
新居浜東高等学校	令和5年2月22日
新居浜西高等学校	令和5年2月22日
新居浜南高等学校	令和5年2月22日
新居浜工業高等学校	令和5年2月22日

新居浜特別支援学校 令和5年2月22日

(監査の結果)

第1から第4までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

- 1 奨学資金特別会計における奨学資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。
・収入未済額245,046,295円(滞納繰越分199,457,895円、現年度分45,588,400円)
(教育総務課)
- 2 地域改善対策高等学校等就学奨励費貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。
・収入未済額618,142,526円(滞納繰越分606,686,090円、現年度分11,456,436円)
(人権教育課)
- 3 職員の不注意によりスクールバスによる事故が発生(4件)し、当該車両の毀損があった。
(みなら特別支援学校)

効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

- 1 放置違反金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。
・収入未済額1,368,000円(滞納繰越分494,000円、現年度分874,000円)
(警察本部)
- 2 延滞金(放置違反金に伴うもの)について、収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。
・収入未済額166,649円(滞納繰越分128,849円、現年度分37,800円)
(警察本部)
- 3 収入未済の損害弁償金について、適切に債権管理されたい。
・収入未済額1,496,754円(滞納繰越分)
(警察本部)
- 4 職員の不注意により警察車両による事故が発生(8件)し、相手方の人的被害があったほか、相手方車両及び当該車両の毀損があり、県に多額の損害(2,663,317円)を与えた。
(警察本部)
- 5 職員の不注意により警察車両による事故が発生(3件)し、当該車両、相手方車両及び相手方工作物の毀損(うち公用車1台は廃車)があり、県に多額の損害(1,815,814円)を与えた。
(西条西警察署)
- 6 収入未済の損害弁償金について、適切に債権管理されたい。
・収入未済額789,931円(滞納繰越分)
(今治警察署)
- 7 職員の不注意により警察車両による事故が発生(7件)し、当該車両等の毀損があり、県に多額の損害(1,303,665円)を与えた。
(今治警察署)
- 8 収入未済の損害弁償金について、適切に債権管理されたい。
・収入未済額82,422円(滞納繰越分)
(松山東警察署)
- 9 職員の不注意により警察車両による事故が発生(6件)し、当該車両、相手方車両及び相手方工作物の毀損があった。
(松山東警察署)
- 10 収入未済の損害弁償金について、適切に債権管理されたい。
・収入未済額710,822円(滞納繰越分)
(松山南警察署)
- 11 職員の不注意により警察車両による事故が発生(3件)し、当該車両及び相手方工作物の毀損があった。
(伊予警察署)
- 12 収入未済の損害弁償金について、適切に債権管理するとともに、収入未済額の縮減に努められたい。
・収入未済額269,948円(現年度分)
(大洲警察署)
- 13 収入未済の損害弁償金について、適切に債権管理されたい。
・収入未済額165,000円(滞納繰越分)
(宇和島警察署)

監査対象機関

監査年月日

警察本部	令和5年8月4日
四国中央警察署	令和5年2月15日
新居浜警察署	令和5年2月22日
西条警察署	令和5年2月15日
西条西警察署	令和5年2月22日
今治警察署	令和5年2月8日
伯方警察署	令和5年2月22日
松山東警察署	令和5年2月8日
松山西警察署	令和5年2月22日
松山南警察署	令和5年2月9日
久万高原警察署	令和5年2月22日
伊予警察署	令和5年2月16日
大洲警察署	令和5年2月22日
八幡浜警察署	令和5年2月16日
西予警察署	令和5年2月22日
宇和島警察署	令和5年2月22日
愛南警察署	令和5年2月13日

(監査の結果)

第1から第4までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の

公営企業告示

○愛媛県公営企業告示第5号

次のとおり落札者を決定した。

令和5年10月24日

愛媛県公営企業管理者 山口真司

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
手術用顕微鏡システム 1式 (県立中央病院)	愛媛県公営企業管理 局総務課 愛媛県松山市湊町 四丁目4番地1伊 予鉄本社ビル2F	令和5年9月27日	株式会社カワニシ松山 支店 愛媛県松山市枝松五丁 目6-45	82,860,000円	一般競争入札	令和5年8月15日